

11/9～
11/15

秋の全国火災予防運動

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

これから空気が乾燥し、火災が起きやすい時期を迎えます。火災予防運動に
合わせて、火の元には十分気を配りましょう。

◎問い合わせ 消防局総務課 ☎22-8882
◎火災の問い合わせ(自動音声) ☎22-8500

都城管内の主な火災原因

昨年中、都城管内では70件の火災
が発生し、1人の死者と7人の負傷
者が出ました。

原因別では、たき火が9年連続第
1位で、令和6年は21件の出火があ
りました。

ごみの屋外焼却は原則禁止

屋外焼却を発見したら、環境政策
課(☎23-2130)や各総合支所
地域生活課に連絡ください。

また、家庭から出るごみや草木類
は適正に分別

し、指定袋で

ごみ集積場に

持ち出しま

しょう。



秋の全国火災予防運動

【都城盆地一斉火災予防広報】

消防局と消防団が合同で市内各地
区における防火広報を実施予定

【秋の幼年防火クラブパレード】

11月7日(金)・11日(火)・12日(水)に、
幼年消防クラブに所属している保育

園児が、火災予防

啓発のパレードを

実施予定

防火講話の受講者募集!

消防局では、火災に対する備えや
対応を一緒に学ぶ防火講話を開催し
ています。

申し込みは、ハロー市役所元気講
座の申込書または申し込
みフォームから申請くだ
さい。



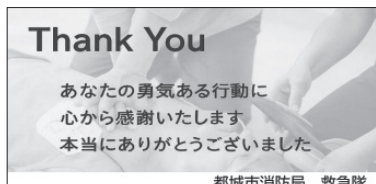
救急現場での勇気ある行動に感謝 バイスタンダー・サポートカード をご存じですか

「バイスタンダー」とは

「その場に居合わせた人」を意味
するバイスタンダー。事故などが起
きた際に119番通報し、救急隊が
現場に到着するまでの間、AEDの
使用や胸骨圧迫などの応急手当を実
施することは、傷病者の命を救うた
めにとっても重要です。一方で、救急
現場では普段とは異なる出来事が発
生し、場合によっては応急手当を実
施した人が不安や自責の念などのス
トレスを抱えてしまう可能性があります。
ます。

応急手当後の悩みをサポート

消防局では、
応急手当に関
わった全ての人
に、勇気ある行
動への感謝を伝
えるとともに、
不安や心的スト
レスの解消をサ
ポートするため、



バイスタンダー・サポートカード

◎問い合わせ 消防局警防救急課 ☎22-8883

「バイスタンダー・サポートカード」
を配布しています。不安やストレス
を感じた時は、カードに記載の相談
窓口へ相談ください。

●配布対象

次のいずれかに該当する人
・消防局が実施する応急手当講習を
受講した
・災害現場で応急手当などを実施し
た
※現場状況により配布できない場合
があります



納付忘れも「滞納」です

納付期限までに納付しないことを
「滞納」といいます。うっかりや不
注意による納付忘れであっても滞納
になります。納付期限を過ぎると本
税のほか、督促手数料や延滞金も併
せて納めなければなりません。

期限までに納付できないとき

病気や失業、災害など、やむを得
ない理由で納付が困難になった人の
ために、納税相談を随時行っていま
す。納付が困難になった際は、その
まま放置せず、早めに相談ください。
平日は16時30分まで相談を受け付
けています。

※木曜日は、納税管理課と保険年金
課で19時まで受け付け

滞納が続くと滞納処分されます

税の公平性を保つため、国税徴収
法などで定められているのが「滞納
処分」です。滞納の状態が続くと、
滞納している人の財産(預貯金や給
与、生命保険、不動産など)を差し
押さえて、
滞納してい
る市税に充
当します。
場合によっ
ては、滞納



者宅の搜索や自動車のタイヤロック
を行い、公売します。滞納処分は、
本人承諾の有無に関わらず行います。

勤めている人の納付方法

会社などに勤めている人の市県民
税は、特別徴収制度による給与差し
引きになっています。同制度は、雇
用主が従業員の給与から預かって納
入する制度です。雇用主の皆さんは、
納入期限までに納入ください。

雇用主の皆さんへ

従業員が市税などを滞納している
場合、会社には給与などの調査を依頼
することがあります。調査への協力
をお願いします。

税金は納付期限までに納めましょう



税金は、福祉や教育、生活環境整備など行政サービスを提供するた
めの重要な財源です。私たちが健康で豊かな生活を送るために欠かせない
税金を、定められた期限までに納付しましょう。

◎問い合わせ 市税について 納税管理課 ☎23-2126
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について 保険年金課 ☎23-7144
介護保険料について 介護保険課 ☎23-2596

納税は便利な口座振替で

納期内納付と自主納付が原則
市が扱う税金には、市県民税や固
定資産税、軽自動車税、法人市民税
のほか、国民健康保険税などがあり
ます。税金は納期内納付と自主納付
が原則です。

インターネットを利用した「We
b口座振替受付サービス」では、個
人の口座であれば、口座振替依頼書
の記入や届出印が不要で、金融機関
に出向く必要なく、パソコンやス
マートフォンで申し込みできます。
利用できる金融機関な
ど詳しくは、市ホーム
ページを確認ください。
※従来通り、市内の金融機関窓口で
の申し込みも可能



アプリなどでも支払いが可能に

eマークが記載されている納付書
では、24時間365日、地方税お支
払いサイトや各種スマホアプリなど
で支払いが可能です。詳
しくは、地方税お支払い
サイトを確認ください。



※令和7年度、本市では市県民税
(普通徴収) および森林環境税・
固定資産税・軽自動車税・国民健
康保険税が対象